

自由研削といしの取替え等の業務に係る
法定特別教育のご案内

研削といし取替え又は試運転の業務に従事させる場合、労働災害を防止するため、事業者はその労働者に対して法定に基づく特別教育を行わなければならないと定められています。(労働安全衛生法第59条第3項及び同規則第36条第1号)

最近の研削加工技術は日々進歩し、ますます高速化、高精度化および自動化が進んでいるため、研削といし(グライнда)が破壊する危険性も増大し、毎年多数のグライнда災害が発生しています。

したがって、研削といし(グライнда)を取り扱う作業者は、この危険性を十分認識し正しく安全に取扱うことができる知識と技術を有する必要があります。

つきましては、「安全衛生特別教育規程」に基づき、下記のとおり講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

- (注) 自由研削用研削盤(グライнда)の種類は、おおむね次の通りです。
研削盤(グライнда)とは、研削といし(切断といしを含む)を使用し、その回転運動によって加工物の表面の研削または切断を行う機械をいいます。
- ① 携帯用グライнда・ポータブルグライнда・パーチカルグライнда
ハンドグライнда・ディスクグライнда・アングルグライнда
 - ② 卓上グライнда(床上)用グライнда(両頭グライнда)
 - ③ スインググライнда
 - ④ ワゴングライнда
 - ⑤ 切断機
 - ⑥ その他(木工機械等に研削といしを取り付けて使用するもの)

記

1. 日時 (第1回目) 平成30年 6月 1日(金) 9:00~16:30
(第2回目) 平成31年 3月 28日(木) 9:00~16:30
2. 会場 駅東市民広場 イベントホール赤れんが(岩見沢市有明町南1番地7)
3. 受講料 会員事業場 8,620円(テキスト代含)
非会員事業場 9,620円(テキスト代含)
4. 申込方法 申込依頼書に受講料を添えて当協会事務局にお申し込み下さい。
現金書留又は、道銀 岩見沢支店(普) 0227569
岩見沢労働基準協会宛てに送金下さい。
(電話 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770)
岩見沢市1条西2丁目岩専会館3階 岩見沢労働基準協会
受講依頼書及びご入金確認後、受講票をお送りいたします。
5. 受付開始及び定員 順次受け付け(お電話にて予約状況をご確認ください)
40名 定員になり次第締切ります。
6. 教育科目

関係法令	1時間
自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識	2時間
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1時間
実技(自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法)	2時間
教育時間合計	6時間
7. 証明書及び修了証 教育についての記録保存のために必要な、実施した旨の証明書を発行し、個人別に修了証を交付いたします。
8. その他 受講申込が20名未満の場合、講習を中止する事がありまので予めご了承願います。